

第1回 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会議事録	
日 時	令和元年12月23日(月)13時30分～15時50分
開 催 場 所	戸塚区庁舎6階中会議室1
出 席 者	選定委員：新井委員、石井委員、落合委員、中嶋委員、中瀬委員、西尾委員、 福本委員、鷺見委員 事務局：松本福祉保健課長 上田事業企画担当係長、粂田事業企画担当、宮内事業企画担当
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(委員会の決定により、議題3以降の審議は非公開)(傍聴者なし)
議 題	1 横浜市地域ケアプラザの概要について 2 会議の公開・非公開について 3 公募要項・応募関係書類の内容について 4 評価基準項目等について
決 定 事 項	1 委員長に西尾委員を選任する。職務代理者に新井委員を選任する。 2 委員会は、原則公開とする。ただし、公募要項・応募関係書類等についての審議、指定管理者の選定に関する採点等の審査及び指定候補者・次点候補者の選定については非公開とする。 3 公募要項(共通資料・施設別資料)及び応募関係書類の内容については、事務局案のとおりとする。ただし、公募及び選定スケジュールについては、委員会の審議のとおりとする。 4 審査方法については、評価基準項目に基づき、応募団体の書類審査及び面接審査を総合的に実施する。評価基準項目及び採点方法、指定候補者・次点候補者の選定については、事務局案のとおりとする。また、最低制限基準については、全委員の採点結果の合計点の60%とする。ただし、面接審査の内容及び応募団体の財務状況の評価については、委員会の審議のとおりとする。
議 事	1 開会 2 委員紹介 3 本委員会の位置づけ 事務局資料2・資料3・資料4をもとに説明。 4 委員長の選出 選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員の互選により、委員長に西尾委員を選出する。委員長から、職務代理者に新井委員を指名する。

5 議事

(1) 横浜市地域ケアプラザの概要について

事務局より、資料5-1・資料5-2をもとに説明。

(2) 会議の公開・非公開について

事務局より、資料6をもとに説明。

【決定事項】

・選定委員会運営要綱第9条及び「横浜市の保有する情報公開に関する条例」第31条に基づき原則公開となる。同条例第31条ただし書きにより、第1回選定委員会について、議題3以降の審議は公募要項等の公表前のため、非公開とする。第2回選定委員会については、指定管理者の選定に関する採点等の審査及び指定候補者・次点候補者の選定については、適正な審査が阻害されるため、非公開とする。

【委員からの質疑・主な意見等】

(委員) 面接審査について、他の応募団体に情報が漏れないことを確保したうえで公開する具体的な方策は、どのようなものか。

(事務局) 1施設に対して応募団体が複数の場合には、全応募団体の面接審査が終了するまで個別の控室にて待機していただき、傍聴については、事前申込みの際に、応募団体との関係について確認し、審査が公平に行われるよう対応する。

(3) 公募要項・応募関係書類の内容について

事務局より、資料8-1・資料8-2・資料9をもとに説明。

【決定事項】

・公募要項及び応募関係書類については、事務局案のとおりとする。ただし、公募及び選定スケジュールのうち、公募要項等に関する質問の受付期間を見直す。

【委員からの質疑・主な意見等】

(委員) 公募要項の配布期間に対して、質問の受付期間が短く感じるため、より長く質問を受け付けられるようにするべきではないか。

(事務局) 質問の受付期間を後ろに延ばす場合、質問に対する回答から応募関係書類の受付期間まで日数が短くなり、応募団体の書類作成の負担になる可能性がある。

(委員) 少しでも長い期間、質問の受付が出来るように受付開始日を早めてはどうか。

(委員一同) 公募要項・応募関係書類の内容及び質問の受付開始日を早めることについて了承。

(4) 評価基準項目等について

事務局より、資料 10-1、資料 10-2、資料 11 をもとに説明。

【決定事項】

・審査方法については、評価基準項目に基づき、事務局案を一部修正のうえ、応募団体の書類審査及び面接審査を総合的に実施する。

・評価基準項目及び採点について、最低制限基準は、全委員の採点結果の合計点の 60%とする。

・選定対象については、全委員の採点結果の合計点を応募団体の評価点とし、施設ごとに最高得点かつ最低制限基準を満たした団体を指定候補者とし、次点かつ最低制限基準を満たした団体を次点指定候補者とする。また、同点者が出た場合、全委員による協議を行い、再度同点者の採点を行う。更に同点者が出た場合には、委員長による判断とする。

【委員からの質疑・主な意見等】

(委員) 事務局案では、応募団体が評価基準項目のうち「1 運営ビジョン」の中の 1 項目及び「5 事業」の(1)から(4)の各事業の中の細目から 1 項目ずつ選択し、計 5 項目のプレゼンテーションを行うということによいか。その場合、1 施設に複数の団体から応募があった際、選択する細目が異なると、比較しての審査が難しくなるのではないか。

(事務局) 事務局案をご確認いただいたとおり。プレゼンテーション項目については変更が可能なため、委員会のご意見をいただきたい。

(委員) 「1 運営ビジョン」及び「5 事業」の(1)から(4)の各事業について、細目の選択は行わず、各項目全般のプレゼンテーションを行うことにすると、応募団体として力を入れている取組等の特色もわかり、審査もしやすいのではないか。

(委員一同) 面接審査では、応募団体が、指定された各項目全般のプレゼンテーションを行うことでした承。

(事務局) 「2 団体の状況(2) 財務状況」の評価方法について、今回からは、外部評価の結果を参考に、選定委員のうち財務に関する有識者が行う評価を委員会としての評価とすることもできるようになったため、委員会のご意見をいただきたい。

(委員一同) 前回と同様、選定委員のうち財務に関する有識者が、外部評価の結果を参考に評価を行い、その評価及び理由を委員会で説明し、各選定委員がそれを踏まえて評価することでした承。

	<p>6 その他</p> <p>事務局より、今後のスケジュールの確認及び事務連絡。</p> <p>(事務局) 戸塚区ホームページにおいて、委員名簿、議事録(発言者名非公表)、選定結果等について公表する。また、議事録の確認は、委員長一任とする旨提案。 (委員一同) 了承</p> <p>(事務局) 第2回選定委員会の候補日程について説明。詳細については、別途連絡する。 (委員一同) 了承</p> <p>7 閉会</p>
資 料	<p>1 資料</p> <p>(1) 委員名簿・・・資料1</p> <p>(2) 横浜市地域ケアプラザ条例(抜粋)・・・資料2</p> <p>(3) 横浜市戸塚区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱・・・資料3</p> <p>(4) 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱・・・資料4</p> <p>(5) 戸塚区内地域ケアプラザ一覧・・・資料5-1</p> <p>(6) わたしたちの地域ケアプラザ(パンフレット)・・・資料5-2</p> <p>(7) 会議の公開・非公開の考え方・・・資料6</p> <p>(8) 公募及び選定スケジュール案・・・資料7</p> <p>(9) 横浜市地域ケアプラザ指定管理者公募要項〔共通事項〕・・・資料8-1</p> <p>(10) 横浜市地域ケアプラザ指定管理者公募要項〔施設別資料〕・・・資料8-2</p> <p>(11) 横浜市地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類・・・資料9</p> <p>(12) 評価基準項目等について・・・資料10-1・資料10-2</p> <p>(13) 採点例・・・資料11</p>